



設楽ダムの建設中止を求める会

会報第7号
2008年7月

設楽ダムの建設中止を求める会：市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28-1

E-mail ichinok7@mx3.tees.ne.jp <http://no-dam.net/index.html>

7月9日の第6回弁論では、原告側から以下の3本の準備書面が提出されました。（まとめ：市野）

第6準備書

(1) かんがいに関する1次(甲)と2次(乙)の請求の整理を行う。

甲では、新規かんがい用水の必要性のないことを理由とし、愛知県のかんがい用水費用負担分(9/10の0.3)の支出差し止めを求めている。

乙では、かんがい用水受益者負担分(1/10)を愛知県が受益者から徴収する予定がないまま、肩

代わり負担することの差し止めを求めている。被告側が、乙は甲に含まれるという主張をしているのは誤りである。

(2) 愛知県が設楽ダム基本計画の案でダム使用权設定予定者となったので、被告企業庁長に対するダム使用权設定申請差止請求を取り下げ、これによる請求の原因を追加する。

愛知県が設楽ダムの水道用水についてダム使用权者となるということは、設楽ダムによる水道用水は、愛知県が取水施設を設置して流水占有権を取得して取水を行うということである。

しかし、設楽ダムの開発水は、水道用水を含めて全て、水機構が流水占有権を有して管理している豊川用水の大野頭首工と牟呂松原頭首工から取水される計画である。豊川水系の都市用水は、設楽ダムがなくとも開発水量で供給余剰になっており、設楽ダムの水道用水は近年10分の1の規模の供給力のためのもので、補充水源であり、そのための取水施設は必要でないからである。愛知県が設楽ダムの水道用水のダム使用权設定予定者となるということは、大野および牟呂松原頭首工から取水せずに、愛知県が水道用水供給事業として、別に新たな取水施設を設置して設楽ダムの水道用水の取水を行

うということである。しかし、愛知県営水道用水供給事業を行っている愛知県企業庁が新たに豊川に取水施設を設置して取水をすることはなく、また、愛知県企業庁自身も考えてもいないことである。

したがって、愛知県が設定申請している設楽ダムの水道用水のダム使用权は、実行しないもので、いわば空(カラ)であるということである。また、愛知県が設楽ダムの水道用水に係るダム使用权設定予定者になったということは、設楽ダムの水道用水については、愛知県営水道用水供給事業の水源水の河川取水地点となっている大野および牟呂松原頭首工からの取水はないということである。これらは、設楽ダムの水道用水は需要がないため使用する必要がなく、近年10分の1の規模の供給力のための補充水源としても使用する必要がないためである。

08.07.09

裁判報告

第7準備書 (第7準備書は、われわれの住民訴訟全体の概要を簡潔に表しています。)

「請求の原因の骨子」を示すようにという裁判所からの求めは、「請求の原因の結論的部分」という意味と解して、甲事件の訴状の請求の原因第9・1に必要な付加、修正を加えつつ、乙事件の請求の原因の結論的分を加えて、「請求の原因の骨子」として示す。

第8準備書面(農業用水関係)

第1、農業用水の平成27年想定需要量は既開発水量により供給可能である

1、フルプランの農業用水新規需要想定

平成27年度における農業用水の新規需要を0.3 m³/秒とし、これを設楽ダムにより供給するとしている。フルプラン審査のため国土審議会水資源開発分科会第2回豊川部会に配付された資料の農業用水の説明では、需要水量(粗用水量)は199189千m³/年、地区内利用可能量は21781千m³/年であり、

その差は177408千m³/年である。フルプランに

2、基準年を異にする既開発水量の比較について

被告は、既開発水量166683千m³/年は設楽ダム計画基準年である昭和43年の値であり、既開発水量197100千m³/年は豊川総合用水事業基準年である昭和22年の値であり、基準年が異なる値を比較することは「誤り」であるとしている。

しかし、「既開発水量」はそれぞれの計画基準年の降水量を前提にして「開発」された水量であるが、昭和22年(1947年)の降水量は名古屋1090.7mm、伊良湖1143.8mm、昭和43年(1968年)は名古屋1415.0mm、伊良湖1680.0mmである。

この両年を比較した場合昭和22年が極端に少雨

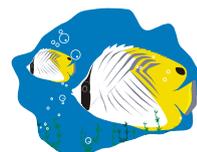
第2、農業用水の新規需要は見込まれないこと

1、受益面積が過大に設定されていること

フルプラン農業用水需要水量の受益面積は17800haとされている)が、この約30年間の耕地面積(経営耕地)の推移は水田、畑、樹園地及び合計面積いずれも顕著な減少傾向を示し、2005年農地合計は16016haとなっている。

先行する2つの事業計画では、豊川用水地域における農業用水既開発水量は約197000千m³/年となっている。さらに、豊川総合用水からの平成14年取水実績は192000千m³/年と、ほぼ計画量の取水がなされており、これは前記各計画にかかる既開発水量に匹敵している。

であったことが明白である。とすれば、両年を基準年とする既開発水量を比較した場合、昭和22年既開発水量が昭和43年より多い(それも顕著に多い)ことは常識的に有り得ないことであり、とすれば昭和43年の計画既開発水量は常識的に理解できない値である。農業用水新規水需要想定における既開発水量166683千m³/年は説明できないものであり、既開発水量は約197100千m³/年であって、フルプランの需要水量を前提としても、新規の農業用水の需要はない。



2、施設営農について

被告はハウス栽培等の施設営農の増加により水需要が増加する旨主張する。しかし、フルプランの想定する施設畑面積は2246haであるが、これに対し東三河地域における平成17年(2005年)の施設畑面積は2133haであって想定面積が大きく設定されている。畑を含む農地全体が減少していることからすれば、仮に施設畑等の面積が若干増加したとしても、農業用水全体への影響はほとんど無く、その減少傾向は変わらない。

3、減水深の増加について

被告は神野新田地区の排水改良の結果減水深が増加し、水需要が増加していると主張するが神野新田地区の減水深の減少があるとしても、それは水田面積の減少により相殺され、新規水需要は発生しない。神野新田地区の水田面積も減少している。

4、地区内利用可能量減少について

ため池等の利用可能量の減少補完分が4171千m³/年とされているが、これは将来におけるため池の減少である。これについてはため池等の地区内水源を保全すれば足りることであり、これが基本である。設楽ダムの新規需要を作り出すためにため池を潰そうとしているというべきであり、本末転倒している。ため池を保全せずに設楽ダムの建設に邁進することは許されない。



以上

設楽住民奮闘中!

設楽ダム学習会を
地元で13回開催

設楽では住民投票を求める会を設立し、一軒一軒、会の賛同者を求めて歩き、現在会員は1000人を超えるところまでになりました。さらに地域ごとに「設楽町民にとって設楽ダム問題は町の将来を決める大きな課題です。住民一人一人が正しい知識を持って自らの意思でその是非を判断すべきものです。」と訴え、6月～7月間に、13回にわたってダム学習会を開催してきました。話し合われた内容は

- ①設楽ダムができるか? ②自然破壊が心配だといわれるが? ③下流市町では最近、湯水だ、節水だと騒がなくなったが? ④ダム工事が始まると、騒音、振動、砂塵などダム湖周辺部の生活環境が心配では? ⑤設楽町の負担金が25億円、その他箱物の維持管理費が年2億円とも言われているが多くの借金を残して大丈夫か? ⑥ダム事務所は「ダム本体の建設予定地の地盤が弱いので現在、場所を検討中」というが? ⑦ダム建設を止める方法はないの? などなど。

地元参加者がたった一人のところから二桁のところ、区が回覧をまわして会場費は「無料」から5000円のところまで、地域の事情はさまざま。思いもさまざま。そんな住民の心のひだに分け入るように、「住民投票を求める会」の会員らはドアを叩き、こころを開いて話し合われてきました。

ダム事務所所員が開催中に、区長宅を廻り「会」について苦言をしたり、「ダム建設地の地盤は強固で大丈夫だ」の回覧を回したり行動に出られたところから、この学習会の意義が大きかったことは確かです。

当学習会レポートは「8/2 本音トーク第8弾 農業を考える」
(同封のチラシ参照)で報告されます。



本音トーク・設楽ダムは今！設楽ダム建設の是非は住民投票で！



5月31日新城文化会館大会議室。吉野川可動堰建設計画の賛否を市民に問う『第十堰住民投票の会』を発足し、00年同計画を白紙にもたらした姫野雅義さんを招いて[住民投票を考える]の講演会を開催しました。そのときの様子をJANJAN記者上野数馬さんの記事より紹介いたします。(一部紙面の都合から削除させていただきました。写真も上野数馬さん提供)

「本音トーク・設楽ダムは今！」のサブタイトルの講演会は、主催者挨拶などのあと「設楽ダム建設の是非を問う住民投票を求める会」伊奈紘・書記からの現状報告がされた(姫野さんの後に掲載)。続いて「吉野川可動堰・検証ドキュメント」ビデオが放映され、四国吉野川可動堰問題で「第十堰住民投票の会」を率いた姫野雅義氏が「住民投票を提案、実施し2000年に可動堰 建設計画が白紙になるまで」の経過を話された。



会場の風景:約80人が集まった。

姫野雅義氏:

地元で司法書士をしています。第十堰の近くで生まれ、川に親しんで生きてきました。第十村に作ったので第十堰という名で、築造以来250年以上一度も水害を起こしたことはありません。

ところが改築だと思っていたら可動堰を新設するらしいと知り、大事なものを守りたいと93年に同じ気持ちの釣り仲間4人で、討論重視で情報を収集する「賛成か反対かどっちなの」とマスコミに聞かれるような住民運動を始め、最後までそのスタイルを通しました。

吉野川可動堰のダム審が98年7月に計画妥当の結論を出し、2ヵ月後に「住民投票を求める会」を設置しました。受任者(署名を集める人)は個人参加のみとし、受任者名簿は完全に非公開としました。自民党や公明党の党員で反対を表明している方などが多く、立場上、プライバシーの保護を徹底したのです。これがうまく作用して徳島の21万弱の有権者から9000人近い受任者を集め、10万人以上・有権者の49%の署名を集めました。

そして提出した条例案は99年2月議会で否決されましたが、2ヵ月後の市議選で議会勢力が逆転し、00年1月23日に住民投票実施が決まりました。ただ「投票率が50%に満たない場合は開票しない」特異な付帯条件がつけられたため、可動堰の賛否を問う本来の趣旨が飛んで、住民投票実施日までの事前運動期間中は「投票に行こう」「行かない」の宣伝合戦になってしまいました。普通反対派というと「ダム建設反対派」ですが、このとき以来マスコミでは反対派は「住民投票反対派」を示すようになりました。

結局、投票率55%で住民投票は成立し建設反対が92%、賛成は8%でした。最終的に「可動堰計画は白紙」になりました。ただし問題は住民投票の後で、勝っても負けても、その後の地域での人間関係をどう構築するか、そのリスクを認識して行動すべきです。ただ、本当に好きな土地なら、そういう人たちが手を取り合えば困難を乗り越えられるでしょう。

伊奈 紘氏:

「国や県に対し設楽町が示した7項目の条件」への回答を待って、ダム建設同意の判断を議会や町民の声も聞いて判断したいと町長が述べていますが、町長1人の判断に任せることは出来ません。この際、住民1人1人の意思を確認することが絶対必要で、そのために発起人47名で3月14日に住民投票を求める会の設立会議を開きました。

(5月)31日現在、851名の賛同署名が私の手元にあり、集約していない分を含めれば1000名を超えたと思われます。今後1、2ヵ月で、約6000人の設楽町民のうち3000人を目標に会員を募ります。「身内が役所勤めで署名はできないがカンパはする」という方や、「建設関係なので署名は控えたいが、本当はダムなんか造ってほしくないんだけどね」と言う人もいます。



名前を書くことへの抵抗や、複雑な心境を述べる人もいるため、会員名簿は厳重に管理し勇気を出して記帳してくださった方に迷惑をかけないように心掛けています。これからも皆さんのより一層の会員集めの協力をお願いします。

それからダム建設予定地のボーリング調査をしたというので事務所に問い合わせたところ回答のファックスが届きました。その内容を見てびっくりしました。地盤が弱く、はっきりいうとグシャグシャで現在の位置には建設できないので、これから調査して場所を決めるというのです。まだダムを造る位置が決まっていないというんです。とんでもない話です。あの一帯は昔から地盤が弱く、それで電源開発も建設をあきらめたという噂もあるくらいで、危険な場所でのダム建設は絶対に認められません。

講演後に参加者から質疑が行われ、最後に市野和夫代表が「今日の皆さんのお話から住民投票によってダム建設を止められるという確信が得られました。設楽の皆さんの暮らしや自然、三河湾の環境や県財政を破綻から守るため、条例制定に向けて一緒に頑張りましょう」と挨拶されて閉会となった。



「止めよう！ 設楽ダム(仮称)」全国集会(11月2、3日)に向けて始動

呼びかけ人募集中



第1回呼びかけ人会議の風景

このたび、ダム問題に取り組む全国的な住民運動の連絡組織である水源開発問題全国連絡会(水源連)と相談、来る11月2、3日(会場新城グランドホテル及び現地視察)に「止めよう！ 設楽ダム(仮称)」全国集会を開催することとなりました。広く市民・住民各階層の皆さま方に参加していただく形で現地実行委員会を立ち上げ、そのための呼びかけ人を募集しています。引き受けていただける方は

連絡先(市野和夫) E-mail: ichinok7@mx3.tees.ne.jp

Fax : 0532-88-4358 までご連絡ください。

懇親会には[志多ら]の和太鼓出演などが決定しています。設楽ダム問題を全国に発信しましょう！

設楽ダム建設計画に関する意見

松沢 政満（会員）



私は将来の環境問題や食と農に関する危惧から25年前に脱サラ帰農して、有機農業している百姓です。新城市の山間の小さな農地で、ひたすら安全な食と環境への負荷が小さく持続可能な農業を探求実践してきました。地球環境問題が顕著になった現代において、多くの消費者や市民の支持を得、経済的にも自立できています。この仕事を社会化することに夢と誇りを抱いて、充実した毎日を過ごしております。

ところで、農業とは「作物を栽培し、家畜を育成する実践であり、科学でもある」との解釈が国際的にも一般的です。文明は農業とともに発展したが、農法によっては環境破壊をもたらし、文明が衰退していったことも歴史上の事実です。

温暖化や化学物質汚染、生物多様性の減衰など、現代の地球環境問題は、地球の生命の歴史から見ても極めて重大な事態であり、現代文明の危機でもあります。

日本の、設楽ダムの影響が及ぶ東三河においても例外ではありません。このような人類の危機的状況から脱出するには、生命と資源が永続的に循環するシステムに基いて行われる自然農や有機農業と、その生産物であるバイオマスの利活用を基本とする循環型社会にするのが唯一最有力の方法と信じます。持続可能な有機農業の実践には、地域固有の財産としての生物多様性が不可欠です。また生物の多様性は地域独自の文化の多様性を支えています。この多様な地域文化のある暮らしが、グローバリゼーションを謳歌する現代文明の非人間性から現代人の人間性を回復する原動力になっているように、私は農の現場で実感してきました。

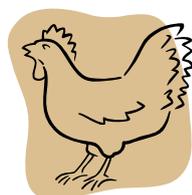
今や時代は変わって、私と同じように感じ、理解し、納得して行動する人が多くなってきました。現に、平成18年12月には『有機農業推進法』が、平成20年6月には『生物多様性基本法』が成立施行されました。この2つの法は、このような社会の変化と地域性を国や地域の基本計画策定に反映するために、国民や地域の関係者の意見を求めるよう明文化しています。

また「環境基本計画及び生物多様性国家基本計画以外の国の計画は、生物多様性の保全等に関しては、生物多様性国家基本計画を基本とする」としており、「事業計画の立案段階における環境影響評価の推進」など従来の事業計画より厳しい生物多様性保全策を求めています。



これから「農業と水」について若干述べます。

農業に関しては、各種リサイクル法に基いて多くのバイオマスを堆肥として農地還元することが求められています。堆肥が農地に入ると土の保水性が格段に上がり、畑地における農業用水需要は減少します。私の有機農業25年の実践からすると、雨水や足元の小さい水源で十二分に水が足りるようになります。日本の農業はただでさえ経営的に苦しく、水田、露地畑だけでなく、最近では施設園芸もその耕作面積を一貫して減少させています。農家の高齢化が著しく、今後も急減が予想されます。化学肥料と水をたくさん使う農法の作物は堆肥と節水型の農法で作られた作物に比べ、味や栄養価等の品質が劣るといふ実態も消費者に知られつつあり、今後の水需要を抑制する力になるでしょう。そして何よりも、食や農のグローバリゼーションによって農業のコスト低減は最大課題となっており、ダムを新設すると、その建設や新規利水施設にかかる費用が農家の固定費を引き上げ、農業の経営を悪化させる要因になります。



次に**生物多様性に関する問題**を述べます。

ダムが海と源流部を行き来する生物の往来を止めます。ダムは地域の正常な水循環を狂わすだけでなく、土砂を止め、水質や川の生態系を悪化させることは避けられません。ダムは生物多様性の低減により、本来の農業を志向し始めた世の中の動きに乗り遅れるばかりでなく、地域固有の文化の土台さえも危うくします。経済的にも文化的にも魅力を失った地域の将来は悲惨です。

次に「**大旱魃や大洪水に備える**」という**ダム建設の理由に関する意見**を述べます。

豊川用水の需要実績の約7割を占め、かつ節水余力の大きい農業部門の節水対策の方が、ダム建設より容易かつ低コストでメリットも多大です。節水農法は地球温暖化による気象変動への対応力を高めます。洪水対策も先祖の知恵になる霞堤や新たな遊水地づくりで対応した方が経済的です。ダムより生物多様性や地域文化への悪影響がないことは論を俟たないでしょう。

以上、将来世代へ負債を残さない持続可能な農業を探求し実践する百姓の視点から見たダムの問題点や、地球環境時代を迎えての民意の新しい潮流から判断しても、設楽ダム計画は撤回すべきだと思います。県税のダム建設に対する支出は、公益に反すると思います。

最後に国土交通省が『豊川の明日を考える流域委員会』に提出した資料を見ていただきたい。これに最新のデータを足して納税者や関係流域住民に提示すれば、『目先の金やメンツにとらわれずにダム計画を撤回する勇気』を大多数の人が称賛する時代が来ると確信しております。

(松沢 政満：新城市で福津農園経営。有機循環農業を実践。8月2日本音トーク第8弾（同封のチラシ参照）でも講演。)

30 億円に設楽町ショック (東日08.07.05付より抜粋)

豊橋市など豊川流域下流6市町が愛知県に対し「設楽ダム建設同意確約事項に係る検討事項」の検討結果を伝えた中で、注目の「設楽ダム対策基金」の規模が30億円程度であることが分かり4日、地元の設楽町はショックに見舞われた。とくに設楽町議会の反発は強く、山口伸彦議長は「話が違う。到底乗れない」と語気を強める。設楽ダム対策基金は、既存の豊川水源基金内に別枠で設けることになっている。愛知県と下流市町が設楽ダムの建設工事が始まると同時に積み立てを始め、完成時に積み立ても完了し、運用を開始する仕組みだ。3日の回答で、愛知県と下流市町の負担割合は他の事業と同様に「86・2対13・8」とすることで合意した。この設楽ダム対策基金の歴史は古い。87(昭和62)年に航空測量調査を認める際に、受け入れ条件の重要項目にしたのを皮切りに、これまで20年来の懸案事項になってきた。愛知県も「愛知方式」により、他のダムに劣らない対応をすると明言し続けてきた。

30億円規模という金額について、愛知県豊川水系対策本部から設楽町執行部に対し、一部打診があったとされる。横山光明副町長は「正式には聞いていない」と言うものの、「果実充当(利息運用)型か元本取り崩し型かによって金額も違って来る。微妙だ」と付け加える。「議会が納得するかどうか、最大の難関になるだろう」。

ということですが当会では現在下流域 5 市 1 町に要請されている負担金自体の差し止めを求めて署名運動中です！暑い日が続きますが、皆さん頑張りましょう！（請願は9月議会提出予定）



●パタゴニア助成金受け取りの必要から、銀行口座を開設しました。会費・カンパなどにご利用ください。

三菱東京 UFJ 銀行・豊川支店(店番:482)

口座番号:3655567

名義:設楽ダムの建設中止を求める会

●郵便振込みは従来通りです。

・郵便振替の口座番号:00870-1-134146

・加入者名:設楽ダムの建設中止を求める会

メーリングリストへ登録ください(代表のメールアドレスまでご連絡ください)。

《問合せ／連絡先》

・設楽ダムの建設中止を求める会:

代表 市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28-1 TEL&fax 0532-88-4358

E-mail: ichinok7@mx3.tees.ne.jp <http://no-dam.net/index.html>

・設楽地区連絡所:設楽ダム建設の是非の住民投票を求める会:書記

〒441-2302 設楽町清崎字林の後 11-1 伊奈紘 TEL&fax 0536-62-1366

E-mail:oomursaki@helen.ocn.ne.jp

・設楽ダムの建設中止を求める会 事務局:奥宮芳子

〒440-0069 豊橋市御園町 1-3 TEL&fax 0532-54-7305

E-mail: okumiya@sala.or.jp